

～図解入りで改正前後の対応方法がすっきりわかる！～

超速報！令和7年度税制改正解説テキスト

著 者

アンパサンド税理士法人 代表税理士

山田 典正

はじめに

令和6年12月20日に与党の「令和7年度税制改正大綱」が取りまとめられ、12月27日には閣議決定がされました。執筆時点（1月初旬）においては、財務省・総務省で改正法案が作成されているところです。例年は、その後に国会で審議され、順当にいけば3月末頃にそのまま可決・成立し、4月1日に施行されます。ただし、今回は自由民主党と公明党が少数与党となったことにより、国民民主党とのいわゆる「103万円の壁」をめぐる協議も継続していることから、今後、大綱の内容が修正される可能性もあるのでご注意ください。

本テキストは税制改正大綱と省庁より公表されている税制改正資料、税制調査会の資料などに基づいて作成しています。大綱からはハッキリとは読み取れない取扱いや疑問点もあると思いますが、現時点で情報が曖昧な部分についても私見を交えて、できる限り踏み込んで記載しています。また、下記の点について意識して作成しました。

- 比較表などを入れることで、できる限り現行の取扱いとの比較がしやすいように
- 改正の趣旨が理解しやすいように、省庁の資料を挿入し改訂があった背景なども記載
- 改正項目ごとに、周辺知識も交えてできる限りの実務ポイントをまとめた
- 大綱時点では明らかでない情報など、今後に注目するべきポイントをまとめた

実務で活かせる生の情報をまとめたので、皆様の実務でお役立ていただければ幸いです。

<注意点>

- 税制改正大綱と執筆時点で公表されている情報の範囲でまとめた内容ですので、確定情報ではない点はご留意ください。
- わかりやすさを重視して、できる限り平易な言葉で表現しています。条文上や大綱の表現とも異なる点はご留意ください。
- 筆者の私見については「考える」などの表現を使用しています。あくまで私見である点はご留意ください。

目次

第1部 令和7年度税制改正の基本的な考え方	6
第2部 各改正の具体的な内容	9
一 個人所得課税	9
1 所得税・住民税の各種控除の引上げ【103万円の壁】(大綱 P4,5,20~23)	9
2 エンジェル税制の拡充(大綱 P5,6,23,24)	19
3 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充(大綱 P13,28)	21
4 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充(大綱 P13,28~30)	23
5 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充(大綱 P13,30)	26
6 確定拠出年金制度の拡充【年金制度改革】(大綱 P10,11,33,34)	27
7 退職所得控除の調整規定の適正化(大綱 P34,35)	31
8 退職所得の源泉徴収票の提出対象者の見直し(大綱 P35)	33
9 法人課税信託の課税の適正化(大綱 P6,34)	34
10 その他の改正	35
二 資産税	41
1 結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の延長(大綱 P13,14,39)	41
2 事業承継税制の要件緩和(大綱 P9,39)	43
3 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置の延長(大綱 P9,41)	45
4 その他の改正	46
三 法人課税	52
1 防衛特別法人税の創設(大綱 P17,18,96~98)	52
2 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長(大綱 P8,53)	54
3 中小企業投資促進税制の延長(大綱 P8,53,54)	56
4 中小企業経営強化税制の拡充(大綱 P8,54~57)	57
5 中小企業防災・減災投資促進税制の延長(大綱 P67,68)	61
6 地域未来投資促進税制の拡充(大綱 P8,9,57~59)	62
7 企業版ふるさと納税制度の延長(大綱 P59~62)	65
8 非適格合併等に係る調整勘定の金額の算定方法の適正化(大綱 P62)	67
9 リース会計基準の変更に伴うリース税制の見直し(大綱 P74,77,80,81)	69
10 その他の改正	73
四 消費課税	75
1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し(大綱 P15,16,77~79)	75
五 國際課税	77
1 グローバル・ミニマム課税への対応(大綱 P14,83~94)	77
2 外国子会社合算税制の見直し(大綱 P14,15,94,95)	78

六	納税環境整備	82
1	電子帳簿等保存制度の見直し（大綱 P18,100～103）	82
2	その他の改正	83
七	次年度以降に検討する事項	84
1	在職老齢年金制度の見直しに伴う控除上限【年金制度改革】（大綱 P11,12）	84
2	人的控除をはじめとする各種控除の見直し（大綱 P12）	86
3	暗号資産取引に係る課税の見直し（大綱 P106）	86
4	通勤手当の非課税限度額の見直し（大綱 P5）	87
5	道府県民税利子割の税収帰属の適正化（大綱 P9,10）	87
6	国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化（大綱 P16）	87
7	車体課税の見直し（大綱 P17）	88

重要資料一覧

《大綱関連》

自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」 ※令和6年12月20日決定

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf

財務省「令和7年度税制改正の大綱」 ※令和6年12月27日閣議決定

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf

財務省「令和7年度税制改正の大綱の概要」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.pdf

《各省庁の税制改正の解説資料》

経済産業省「経済産業関係 令和7年度税制改正について」(本文中「経産省資料」)

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2025/zeisei_fy2024/index.html

国土交通省「令和7年度国土交通省税制改正概要」(本文中「国交省資料」)

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_009804.html

厚生労働省「令和7年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」(本文中「厚労省資料」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47600.html

金融庁「令和7(2025)年度税制改正について」(本文中「金融庁資料」)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241227-2/20241227.html>

文部科学省「令和7年度 文部科学省関係税制改正要望事項の結果」(本文中「文科省資料」)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1412046_00011.htm

内閣府「令和7年度税制改正要望結果」(本文中「内閣府資料」)

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r07/zei/07zei_2.pdf

復興庁「令和7年度税制改正の概要 参考資料」(本文中「復興庁資料」)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20241226104817.html>

こども家庭庁「令和7年度税制改正の概要」(本文中「こども家庭庁資料」)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/5ae229f2/20241227_policies_budget_52.pdf

農林水産省「令和7年度税制改正主要事項」

<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/241227.html>

環境省「令和7年度 環境省税制改正要望の概要」

<https://www.env.go.jp/content/000275809.pdf>

総務省「令和7年度地方税制改正(案)について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983237.pdf

《参考資料》

財務省「基礎控除への振替」 ※平成 30 年度税制改正

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b08_2.pdf

厚生労働省 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

「第 31 回資料（2024 年 1 月 29 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001198619.pdf>

「第 37 回資料（2024 年 11 月 8 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001328797.pdf>

厚生労働省 社会保障審議会 年金部会

「第 21 回資料（2024 年 11 月 25 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001337884.pdf>

厚生労働省 社会保障審議会 医療保険部会

「第 184 回資料（令和 6 年 10 月 31 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001323477.pdf>

デジタル庁「マイナンバーカード機能のスマホ搭載について」 ※令和 6 年 7 月 22 日

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fcb737a4-07b9-4abd-bdca-34af9c4f71a5/f6f1ad84/20240913_meeting_smartphone_mynumbercard_outline_01.pdf

一般社団法人信託協会「信託の受託概況（令和 6 年 9 月末現在）」 ※令和 6 年 12 月 25 日

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202412/NR20241225+.pdf>

国税庁「令和 4 年度分 会社標本調査」 ※令和 6 年 6 月

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2022/pdf/R04.pdf>

日本証券業協会他「令和 7 年度税制改正に関する要望 説明資料」 ※令和 6 年 9 月

https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/2409_zeisei_siryou.pdf

政府税制調査会

「説明資料〔税務手続のデジタル化〕（令和 6 年 11 月 13 日）」

<https://www.ao.go.jp/zei-cho/content/6digital-noukan1kai2.pdf>

「説明資料〔活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制について〕（令和 6 年 11 月 15 日）」

<https://www.ao.go.jp/zei-cho/content/6life1kai2.pdf>

第1部 令和7年度税制改正の基本的な考え方

令和7年度税制改正の基本的な考え方は、主に次の5つの柱からなります。「自動車関係諸税の総合的な見直し」については令和8年度税制改正で実施予定のため柱から除外しますが、5つの柱の中でも第2部の具体的な内容で決められていない先送りの項目が数多く見られています。つまり、これらの項目は令和8年度以降の税制改正で具体的な内容を検討していくことになります（最後の「七 次年度以降に検討する事項」を参照）。

1. 成長型経済への移行

物価上昇局面に対応し、賃上げと投資がけん引する「成長型経済」への移行を目指します。具体的には、基礎控除や給与所得控除の最低保障額を引き上げ、実質的な税負担の増加を調整するほか、大学生年代への新たな控除を創設することで就業調整への対応を図ります。さらに、エンジエル税制の繰戻し還付制度を導入しスタートアップ投資を活性化するとともに、NISA や iDeCo の利便性向上で貯蓄から投資への流れを後押しします。加えて、企業の国内投資や賃上げを促すため、レベニューニュートラルの観点から法人税のメリハリある再設計を検討し、経済成長と財政健全化を両立させることを目指します。

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

地域経済を支える中小企業の設備投資・賃上げを後押しし、全国津々浦々で持続的な成長と雇用を生むための税制措置を強化します。特に、売上高100億円超を目指す成長志向の高い中小企業向けに、中小企業経営強化税制の対象に建物を加えるなど拡充し、前向きな投資を促進します。軽減税率特例の適用期限を延長する一方、極めて所得が高い中小法人には一定の見直しを行います。地域未来投資促進税制も投資対象に新たな類型を加え期限を延長し、地域の成長産業育成を後押しします。さらに、企業版ふるさと納税では寄附活動事業の健全性確保策を強化しつつ適用期限を3年延長し、偏在性の小さい地方税体系の構築を図り、地方公共団体の安定的な税収を確保します。

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

少子高齢化や働き方の多様化、デジタル化・グローバル化の進行など、経済社会の変化に応じて公平で負担能力に見合う課税を実現すべく税制を見直します。iDeCo の拠出限度額の引上げや年金課税の在り方の検討を通じ、老後資産形成の支援と給付時の適正課税を両立します。さらに、グローバル・ミニマム課税の導入など国際的な合意に沿った法人課税ルールを整備し、企業間競争条件の公平性を確保します。また、外国人旅行者向け免税制度はリファンド方式へ転換しインバウンド消費を促進しつつ不正を排除し、越境 EC への

消費税課税の適正化を検討します。こうした制度改正を通じ、経済の持続的発展と公平な負担を目指します。

4. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

安全保障環境の変化に伴い、防衛力の抜本的強化とその財源確保が喫緊の課題であり、令和8年4月以後開始事業年度から、法人税に4%の付加税を課す「防衛特別法人税（仮称）」を導入し、基準法人税額から年500万円の基礎控除を差し引いた上で課税することで、中小法人に配慮します。一方、所得税の見直しは、いわゆる「103万円の壁」引上げや国民負担全体への影響等を考慮し、引き続き検討します。加熱式たばこへの課税方式も見直し、紙巻たばことの税負担差を解消しつつ消費者への影響に配慮して段階的に実施します。こうした改正を通じ、国防の安定財源を確保します。

5. 円滑・適正な納税のための環境整備

デジタル社会の進展に対応し、納税者が適正・円滑に申告・納付できる環境整備を図ります。具体的には、電子取引データの改ざん防止要件を満たすシステムを利用することで重加算税10%の加重対象外となる仕組みを構築します。また、帳簿・証憑のデジタル管理の普及を促し、トレーサビリティ確保と負担軽減を両立させます。あわせて、税務調査における資料提示の拒否や第三者の不正加担への対応を検討し、公平・公正な課税を徹底します。地方税でも、eLTAXを活用して納税通知書等を電子送付する取り組みを進めることで利便性を高め、国・地方双方でデジタル時代に即した納税環境を整える方針です。

<全体のイメージ>



第2部 各改正の具体的な内容

一 個人所得課税

1 所得税・住民税の各種控除の引上げ【103万円の壁】(大綱P4,5,20~23)

- (1) 物価上昇による税負担調整の観点から、所得税の基礎控除の見直しが行われる。
(2) パートやアルバイトの就業調整対策の観点から、給与所得控除が引き上げられ、
大学生年代の子等に対する新たな控除（「特定親族特別控除」）が創設される。

【関連法規】所法 28,79~84,86 他

《全体像》

- ・令和7年度税制改正の結果、次の「103万円の壁」がなくなる。

103万円の壁 [課税最低限]	(1) 所得税の基礎控除の引上げ (2) 所得税・住民税の給与所得控除の最低保障額の引上げ	年収 123万円に
103万円の壁 [所得控除の要件]	(3) 所得税・住民税の「特定親族特別控除」の新設	年収 150万円に (年収 188万円)
	(4) 合計所得金額要件の判定金額の引上げ	年収 123万円に

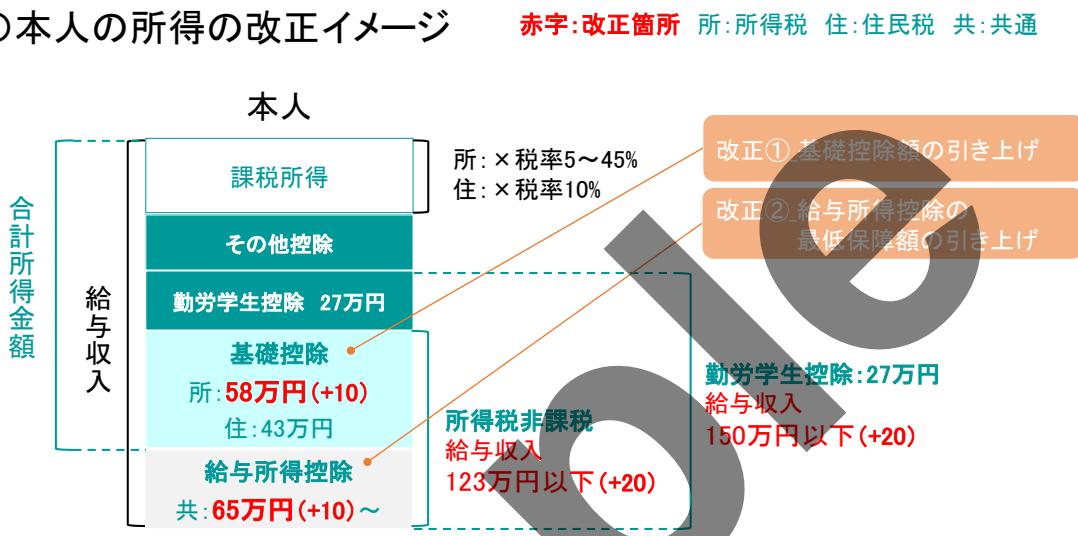
・改正の経緯

令和6年 10月27日	第50回衆議院議員総選挙により与党の獲得議席215で過半数（233）割れ →少数与党となり、「103万円の壁をなくし、178万円に引き上げる」公約で議席数を増やした国民民主党と協力し、令和7年度税制改正の議論を行うことに
11月22日	国民民主党との合意を受けて政府が「いわゆる「103万円の壁」について、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる。」と明記した「経済対策」を閣議決定
11月25日	自由民主党税制調査会と公明党税制調査会が「総会」を開催し、税制改正議論開始
12月11日	国民民主党が「令和6年度補正予算案」に賛成する意向を示し、与党と国民民主党の3党の幹事長による協議で「いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。」を含む「合意書」が交わされる。
12月17日	「令和6年度補正予算案」が与党・日本維新の会・国民民主党などの賛成多数で可決 与党と国民民主党の6回目の協議が行われるも、国民民主党は与党側が前回の協議で示した所得税を「123万円」まで引き上げる案を上回る案を示さなかったことに伴い、10分で打ち切りに。その後、12月中に協議は行われず、1月以降に協議継続の予定
12月20日	与党の「令和7年度税制改正大綱※」が決定・公表 →基礎控除と給与所得控除の引上げにより、103万円の壁は「123万円」まで引上げ
12月27日	政府の「令和7年度予算案」や「令和7年度税制改正の大綱※」が閣議決定

※「大綱」の内容は今後の国民民主党との協議で修正される可能性あり

<図表> 改正のイメージ

○本人の所得の改正イメージ



○親族の所得の改正イメージ

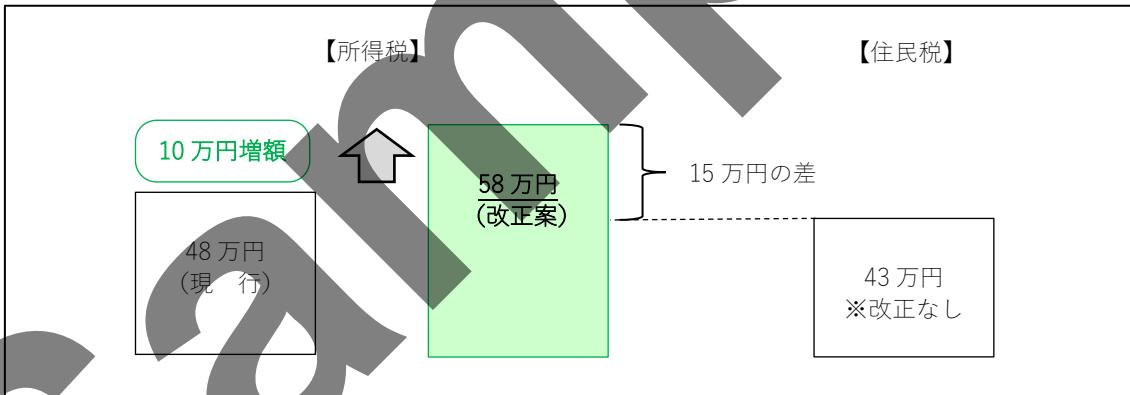


《改正の内容》

(1) 所得税の基礎控除の引上げ

- ・基礎控除の額が「定額」のため、物価上昇=実質的な税負担が増える（「ステルス増税」との指摘も）という課題がある。
 - ・消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年（1995年）から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇し、今後も上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。
 - ・こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額が20%程度引き上げられる。
- ・所得税の基礎控除について、ベースとなる控除額が48万円から58万円に10万円引き上げられる。

<図表> 基礎控除の控除額の引上げ



<図表> 基礎控除の控除額

合計所得金額	所得税の控除額		住民税の控除額
	現 行	改正案	
2,350万円以下	48万円	58万円	43万円 (改正なし)
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		15万円
2,500万円超	0円		

<適用時期>

- ・令和7年分の所得税（年末調整・確定申告で対応。公的年金は還付も）について適用
- ・ただし、源泉徴収は令和8年1月1日以後に支払う給与・公的年金等から適用

<実務ポイント>

- 基礎控除が所得控除のため、議論の途中では「富裕層への制限が必要」という声があった。今回の改正では「所得 2,350 万円超」の場合は基礎控除の引上げの対象外になっている。

(参考) 住民税の基礎控除

- ・地方財政への配慮から、住民税（43 万円）は引上げ対象から除外する「分離案」が採用された。
- ・税率が一律 10% の住民税は年収が低い層にとって税負担が重くなりやすく、分離案の採用で節税メリットは減少したと言える。
- ・もともと住民税における基礎控除は「地域社会の会費」という住民税の基本的性格から、控除額が所得税より低く設定されていたが、今回の改正でその差は過去最大の「15 万円」となる。

(2) 所得税・住民税の給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の「最低保障額」が適用される収入の場合、収入が増えても控除額は増加しないため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が 10 万円引き上げられる。

- ・所得税・住民税について、給与所得控除の最低保障額が 55 万円（年収 162.5 万円まで）から 65 万円（年収 190 万円まで）に 10 万円引き上げられる。
- ・最低保障額が引き上がるだけのため、年収 190 万円超の場合は改正の影響はない。

<図表> 所得税・住民税の給与所得控除の控除額

給与等の収入金額	現 行	改正案
1,625,000 円まで	55 万円	<u>65 万円</u> (=190 万円×30% + 8 万円)
1,625,001 円～1,800,000 円	収入金額×40% - 10 万円	
1,800,001 円～1,900,000 円	収入金額×30% + 8 万円	
1,900,001 円～3,600,000 円	収入金額×30% + 8 万円	
3,600,001 円～6,600,000 円	収入金額×20% + 44 万円	
6,600,001 円～8,500,000 円	収入金額×10% + 110 万円	
8,500,001 円以上	195 万円（上限）※	

※子育て世帯等は所得金額調整控除により年収 1,000 万円で控除額 210 万円が上限に

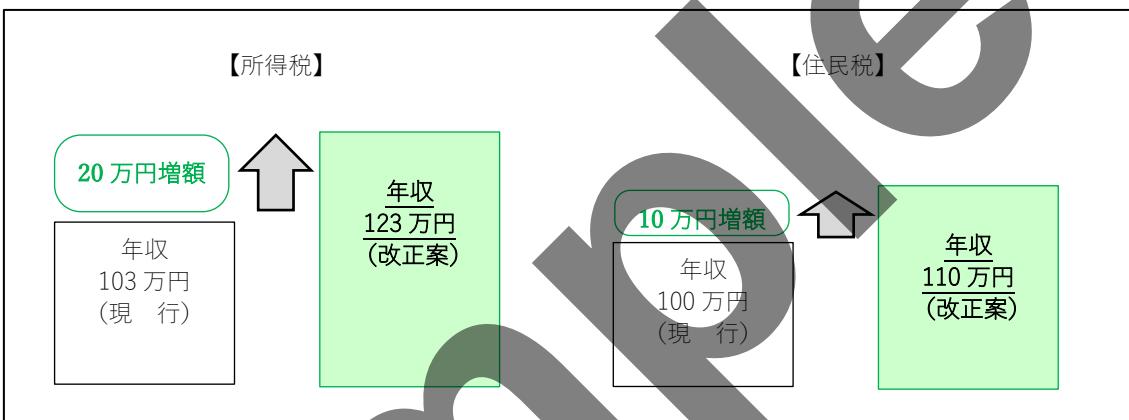
<適用時期>

- ・令和 7 年分の所得税（年末調整・確定申告で対応）、令和 8 年度分の住民税について適用
- ・ただし、源泉徴収は令和 8 年 1 月 1 日以後に支払う給与・公的年金等から適用

<実務ポイント>

- 基礎控除の引上げは「所得税のみ」の改正（住民税分離）だが、給与所得控除の引上げは「所得税と住民税に共通」した改正である。
- 基礎控除と給与所得控除の引上げの結果、所得税の年収の壁は 123 万円（現行：103 万円）に、住民税の年収の壁は 110 万円（現行：100 万円。東京都の場合）になる。

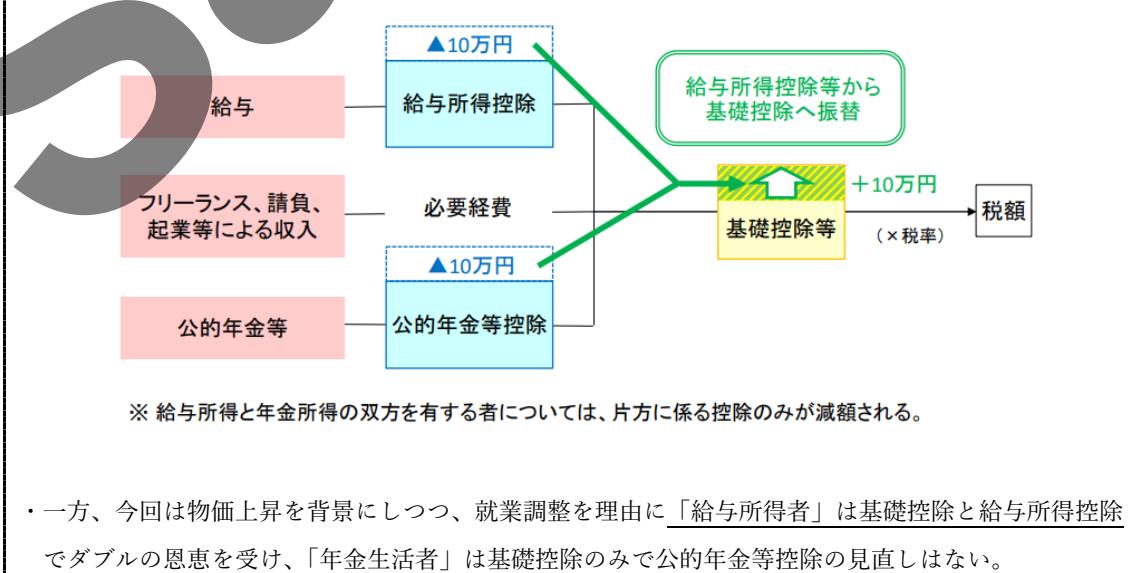
<図表> 年収の「壁」への改正の影響



(参考) 平成 30 年度税制改正との違い

- ・働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、「特定の収入」にのみ適用される「給与所得控除」と「公的年金等控除」が一律 10 万円引き下げられ、「どのような所得」にでも適用される基礎控除が 10 万円引き上げられる「振替」的な改正だった（令和 2 年分から）。

<図表> 基礎控除への振替（平成 30 年度税制改正） ※財務省資料



(3) 所得税・住民税の「特定親族特別控除」の新設

現下の厳しい人手不足の状況で、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因との指摘がある。そこで大学生年代の子等の年収 150 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、年収 150 万円を超えても控除額が段階的に遞減する仕組みが導入される。

- 扶養親族の合計所得金額が 58 万円（現行：48 万円）を超えると扶養控除による控除ができないが、19 歳以上 23 歳未満の同一生計の親族※（合計所得金額 123 万円以下）に対し、一定の金額が控除できる「特定親族特別控除（仮称）」が新設される。

※その居住者の配偶者と青色事業専従者等を除く。

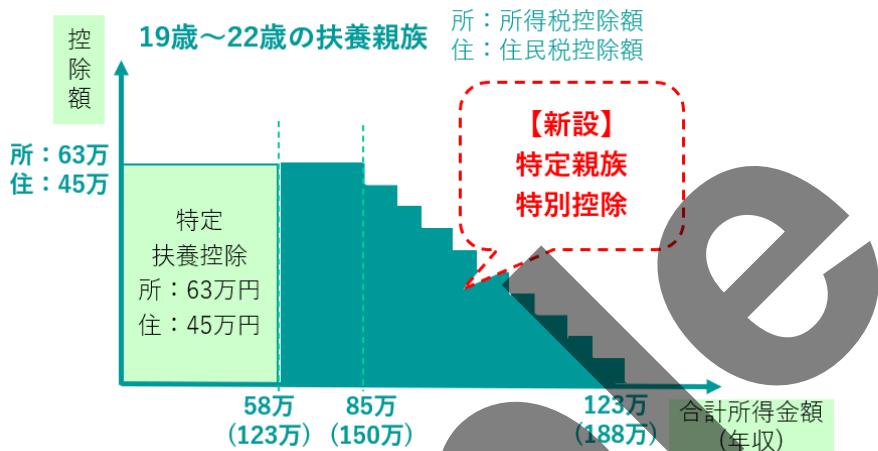
<図表> 「親族」を扶養する場合の控除



<図表> 特定扶養控除と特定親族特別控除

控除の種類	親族等の合計所得金額	所得税	住民税
特定扶養控除	58 万円以下（現行：48 万円以下）	63 万円	45 万円
特定親族	58 万円超 85 万円以下	63 万円	45 万円
	85 万円超 90 万円以下	61 万円	
	90 万円超 95 万円以下	51 万円	
特別控除	95 万円超 100 万円以下	41 万円	
【新設】	100 万円超 105 万円以下	31 万円	
	105 万円超 110 万円以下	21 万円	
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	

<図表> 特定親族特別控除のイメージ



- ・特定親族扶養控除が新設されたことで、親等は特定扶養親族が「年収 150 万円（所得 85 万円）」まで「63 万円」の控除を、年収 150 万円を超えても「年収 188 万円（所得 123 万円）」まで控除を受けることができる。

<適用時期>

- ・令和 7 年分の所得税（年末調整・確定申告で対応）、令和 8 年度分の住民税について適用
- ・源泉徴収について、控除額が「一定額以上」の場合は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払う給与・公的年金等に適用できる。

→大綱では不明だが、現行の「配偶者特別控除（配偶者控除と同じ 38 万円が控除できる所得 95 万円以下の「源泉控除対象配偶者」）」と同様に、源泉徴収税額表の「扶養親族等の数」に 1 人加算できると考えられる。

<実務ポイント>

- 配偶者特別控除と同様に、特定親族特別控除の計算を年末調整の時点で行うことはほぼ不可能であるため、確定申告で厳密な計算を行うことになると考えられる。
- 特定親族特別控除は配偶者特別控除と次の点で異なる。

- ① 特定親族特別控除には「納税者本人（親等）の合計所得金額」による制限がない。

控除の種類	配偶者・扶養親族の所得制限	納税者本人の所得制限
配偶者	あり	あり
特別控除	合計所得金額 58 万円超 133 万円以下	合計所得金額 1,000 万円以下
特定親族	あり	なし
特別控除	合計所得金額 58 万円超 123 万円以下	

- ② 配偶者特別控除は所得 95 万円（年収 160 万円）を超えると控除額が遞減し、所得 133 万円（年収約 201 万円）を超えると控除額が消失するが、特定親族特別控除は所得 85 万円（年収 150 万円）を超えると遞減し、所得 123 万円（年収 188 万円）を超えると消失する。

<図表> 配偶者特別控除と特定親族特別控除の控除額(所得税)の比較

配偶者特別控除		特定親族特別控除	
※下記は本人の合計所得 900 万円以下の場合		※本人の所得制限はなし	
配偶者の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	38 万円	58 万円超 85 万円以下	63 万円
		85 万円超 90 万円以下	61 万円
		90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	36 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	123 万円超	0 円
130 万円超 133 万円以下	3 万円		
133 万円超	0 円		

(4) 合計所得金額要件の判定金額の引上げ

- 基礎控除の引上げに伴い、控除判定の要件となる合計所得金額等が引き上げられる。

項目	関連する控除	現 行	改正案
同一生計配偶者の合計所得金額	配偶者控除 配偶者特別控除 障害者控除		
扶養親族の合計所得金額	扶養控除 障害者控除 寡婦控除	48 万円以下 (年収 103 万円)	<u>58 万円以下</u> <u>(年収 123 万円)</u>
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額	ひとり親控除		
勤労学生の合計所得金額	勤労学生控除	75 万円以下 (年収 130 万円)	<u>85 万円以下</u> <u>(年収 150 万円)</u>

- ・「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」における必要経費の最低保障額も 55 万円から 65 万円に引き上げられる。

<適用時期>

- ・令和 7 年分の所得税（年末調整又は確定申告で対応）、令和 8 年度分の住民税に適用

<実務ポイント>

- 勤労学生控除は、特定親族特別控除で 63 万円の控除が受けられる「年収 150 万円（現行：130 万円）」まで引き上げられるため、年収 150 万円までは勤労学生自身の所得税の課税も発生しない。
- 税金の基準は年収 150 万円まで引き上げられたが、社会保険のいわゆる「130 万円の壁」はそのままのため、働き方を考える場合には注意が必要である。

<図表> 大学生と税金

項目	現 行	改正案
① 本人の課税最低限 ※勤労学生控除適用時	年収 130 万円まで (所得 75 万円)	年収 150 万円まで (所得 85 万円)
② 親の所得控除の要件	年収 103 万円まで (所得 48 万円)	

(5) 令和 7 年の年末調整への影響

① 年末調整と源泉徴収のタイミング

- ・所得税が「暦年」の計算単位であることから、一般的に税制改正法案が成立する「翌年（例：令和 8 年分の所得税）」から改正が適用されることが多い。
- ・今回は国民民主党の要望（3 党の合意書では「来年から」と記載）により「令和 7 年分の所得税」から反映されることとなった。
- ・税制改正法案は早くとも 3 月末頃に成立し、令和 7 年 1 月からの源泉徴収に間に合わないことから、上記(1)～(4)の改正について給与所得者は基本的に「令和 7 年の年末調整」で対応することになる。

<図表> 給与所得者と改正の影響

項目	令和 7 年	令和 8 年
(1) 基礎控除の引上げ	年末調整で対応 (又は確定申告)	1 月から源泉徴収で対応 ※(3)は一定額以上の 控除ができる場合に
(2) 給与所得控除の引上げ		
(3) 特定親族特別控除の新設		
(4) 合計所得金額要件の判定金額の引上げ		

② 年末調整書類の様式

- ・①の結果、令和7年分の年末調整書類の様式も変更となると考えられる。

イ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

→令和6年の年末調整により、令和7年分の扶養控除等申告書（簡易版を含む。）は回収済の場合が多いが、

- ・「B 控除対象扶養親族（16歳以上）」の欄
- ・「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」の欄

の合計所得金額等の要件が変更されるため、令和7年の年末調整で改めて周知や内容の確認が必要となると考えられる。

※令和7年の「源泉徴収」は改正を反映しない（年末調整で対応）ため、「A 源泉控除対象配偶者」の欄は特に見直しの必要はないと考える。ただし令和8年以後は、所得95万円は変わらないものの、年収ベースでは「160万円（現行：150万円）」に変わるため注意が必要である。

ロ 「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

→「特定親族特別控除」が新設され、配偶者特別控除のように対象となる親族の「本年中の合計所得金額の見積額」から控除額を決める仕組みになると考えられる。

※ただし、用紙1枚にギリギリおさめているため、提出用紙がもう1枚増える可能性もある。